

美濃加茂市議会  
第3回定例会議案

令和6年8月28日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 6 4 号	美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備 に関する条例について	1
議第 6 5 号	美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について	2 3
議第 6 6 号	美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例について	2 8
議第 6 7 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例につい て	2 9
議第 6 8 号	令和 6 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 2 号）	3 2
議第 6 9 号	令和 6 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	6 8
議第 7 0 号	令和 6 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	8 0
議第 7 1 号	文化会館舞台機構設備更新工事の請負契約の締結について	9 5
議第 7 2 号	牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その 2）工事の請負契 約の締結について	9 6
議第 7 3 号	市道路線の認定について	9 7
議第 7 4 号	美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	1 0 0
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 0 1
諮第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 0 2
諮第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	1 0 3
認第 1 号	令和 5 年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について	1 0 4
認第 2 号	令和 5 年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定 について	1 0 4
認第 3 号	令和 5 年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定につ いて	1 0 4
認第 4 号	令和 5 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認 定について	1 0 4
認第 5 号	令和 5 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審 査会会計歳入歳出決算認定について	1 0 4

認第 6 号	令和 5 年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について	1 0 4
認第 7 号	令和 5 年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について	1 0 4
認第 8 号	令和 5 年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について	1 0 4
認第 9 号	令和 5 年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について	1 0 4

議第64号

美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例について

美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり制定する。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市公の施設使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例  
(美濃加茂市総合運動場条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市総合運動場条例(昭和42年美濃加茂市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後								改正前							
(使用料)								(使用料)							
第5条 使用者は、別表に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)をあらかじめ納付しなければならない。 <u>ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。</u>								第5条 使用者は、別表に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)をあらかじめ納付しなければならない。							
2・3 (略)								2・3 (略)							
別表(第5条関係)								別表(第5条関係)							
区分		金額						区分		金額					
	6 : 8 :	1	1	1	1	1		6 : 8 :	1	1	1	1	1		
	00 00	0 :	2 :	4 :	6 :	8 :		00 00	0 :	2 :	4 :	6 :	8 :		
	~	~1	00	00	00	00		~	~1	00	00	00	00		
	8 : 0 :	~1	~1	~1	~1	~2		8 : 0 :	~1	~1	~1	~1	~2		
	00 00	2 :	4 :	6 :	8 :	1 :		00 00	2 :	4 :	6 :	8 :	1 :		
		00	00	00	00	00			00	00	00	00	00		

美濃市東	グラウン ド	90	90	90	90	90	90	1,
加茂市東	グラウン ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	40 0円
総合運動場	テニスコ ート	70	70	70	70	70	70	(略)
(以下「東つき総合運動場」という。)								
美濃市西	グラウン ド	90	90	90	90	90	90	1,
加茂市西	グラウン ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	40 0円
総合運動場	多目的広 場	70	70	70	70	70	70	(略)
(以下「西つき総合運動場」という。)								
美濃市前	グラウン ド	90	90	90	90	90	90	1,
加茂市前	グラウン ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	40 0円
平総合運動場								(4 月から1 0月まで
(以下「平総合運動場」という。)								

美濃市東	グラウン ド	80	80	80	80	80	80	1,
加茂市東	グラウン ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	20 0円
総合運動場	テニスコ ート	60	60	60	60	60	60	(略)
(以下「東つき総合運動場」という。)								
美濃市西	グラウン ド	80	80	80	80	80	80	1,
加茂市西	グラウン ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	20 0円
総合運動場	多目的広 場	60	60	60	60	60	60	(略)
(以下「西つき総合運動場」という。)								
美濃市前	グラウン ド	80	80	80	80	80	80	1,
加茂市前	グラウン ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	20 0円
平総合運動場								(4 月から1 0月まで
(以下「平総合運動場」という。)								

「前 平総 合運 動場」 とい う。)	テニ	70	70	70	70	70	70	1,	の 間 の 使 用 に 限 る。)
	スコ ート (1 面に つき)	0円							
美濃 加茂 市下 米田 グラ ウン ド (以 下 「下 米田 グラ ウン ド」 とい う。)	グラ ウン	90	90	90	90	90	90	1,	
	ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円	40	
美濃 加茂 市市 橋グ ラウ ンド	グラ ウン	90	90	90	90	90	90	(略)	
	ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円		
サ ン・ ウン	グラ ウン	90	90	90	90	90	90		
	ド	0円	0円	0円	0円	0円	0円		

「前 平総 合運 動場」 とい う。)	テニ	60	60	60	60	60	60	60	60	90	の 間 の 使 用 に 限 る。)
	スコ ート (1 面に つき)	0円									
美濃 加茂 市下 米田 グラ ウン ド (以 下 「下 米田 グラ ウン ド」 とい う。)	グラ ウン	80	80	80	80	80	80	80	80	1,	
	ド	0円	20								
美濃 加茂 市市 橋グ ラウ ンド	グラ ウン	80	80	80	80	80	80	80	80	(略)	
	ド	0円									
サ ン・ ウン	グラ ウン	80	80	80	80	80	80	80	80		
	ド	0円									

スポーツ ーツ ラン ド美 濃加 茂	会議 (略)	スポーツ ーツ ラン ド美 濃加 茂	会議 (略)
備考 (略)		備考 (略)	

(美濃加茂市立図書館設置条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市立図書館設置条例（昭和54年美濃加茂市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
(使用料)					(使用料)				
第10条 許可施設の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）をあらかじめ納付しなければならない。 <u>ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。</u>					第10条 許可施設の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。				
2～5 (略)					2～5 (略)				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
区分	金額				区分	金額			
	8：3 0～1 2：3 0	13： 00～ 17： 00	17： 30～ 22： 00	8：30 ～22： 00		8：3 0～1 2：3 0	13： 00～ 17： 00	17： 30～ 22： 00	8：30 ～22： 00
視聴覚ホ ール（ス テージを 含む。）	2, 4 00円	2, 4 00円	2, 6 00円	7, 40 0円	視聴覚ホ ール（ス テージを 含む。）	3, 0 00円	3, 0 00円	3, 0 00円	9, 00 0円
会議室	700 円	700 円	700 円	2, 10 0円	会議室	800 円	800 円	800 円	2, 40 0円
和室	500	500	500	1, 50	和室	600	600	600	1, 80

円 円 円 0円	円 円 円 0円
(略)	(略)

(美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 会館を使用しようとする者は、<u>あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>使用者は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）をあらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。</u></p> <p>2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、附属設備の使用に係る金額を除く。</u></p> <p>3 使用者は、施設で催物等を行うに当たり、参加者から1人につき最高額500円を超える額の入場料等を徴収する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。<u>ただし、附属設備の使用に係る金額を除く。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="5">金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>8：3</td> <td>13：3</td> <td>17：3</td> <td>8：3</td> <td>延長</td> </tr> </table>	区分	金額						8：3	13：3	17：3	8：3	延長	<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>会館を使用しようとする者は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 使用者は、施設で催物等を行うに当たり、参加者から1人につき最高額500円を超える額の入場料等を徴収する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>7 会館の附属設備の使用料は、別に規則で定める。</u></p> <p>8・9 (略)</p> <p>別表（第11条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th colspan="5">金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>8：3</td> <td>13：3</td> <td>17：3</td> <td>8：3</td> <td>延長</td> </tr> </table>	区分	金額						8：3	13：3	17：3	8：3	延長
区分	金額																								
	8：3	13：3	17：3	8：3	延長																				
区分	金額																								
	8：3	13：3	17：3	8：3	延長																				

	0～1 2：3 0	00～ 17： 00	30～ 22： 00	0～2 2：0 0	1 時 間 に つき
ホール (ホワイ エを含 む。)	14, 400 円	19, 200 円	28, 400 円	62, 000 円	(略)
楽屋 (1室・ につき )	(1) (略)		500 円	1, 3 00円	
	(2)				
	(4)				
	(3)	700 円	700 円	700 円	2, 1 00円
	(略)				
リハーサ ル室	1, 3 00円	1, 3 00円	1, 5 00円	4, 1 00円	
会議室	(略)		900 円	2, 5 00円	
音楽スタ ジオ	(略)		900 円	2, 5 00円	
練習室 (1室 につき )	(1) 1, 6 00円	1, 6 00円	1, 8 00円	5, 0 00円	
	(2)	(略)	900 円	2, 5 00円	
	(3)				
和室 (1室 につき )	(1) 700 円	700 円	(略)	2, 2 00円	
	(2)	1, 1 00円	1, 1 00円	1, 2 00円	3, 4 00円
	(略)				
展示室 (1室)	(1) 3, 6 00円	3, 6 00円	4, 0 00円	11, 200	

	0～1 2：3 0	00～ 17： 00	30～ 22： 00	0～2 2：0 0	1 時 間 に つき
ホール (ホワイ エを含 む。)	12, 000 円	16, 000 円	27, 000 円	55, 000 円	(略)
楽屋 (1室・ につき )	(1) (略)		600 円	1, 4 00円	
	(2)				
	(4)				
	(3)	800 円	800 円	800 円	2, 4 00円
	(略)				
リハーサ ル室	1, 2 00円	1, 2 00円	1, 6 00円	4, 0 00円	
会議室	(略)		1, 0 00円	2, 6 00円	
音楽スタ ジオ	(略)		1, 0 00円	2, 6 00円	
練習室 (1室 につき )	(1) 1, 8 00円	1, 8 00円	(略)	2, 0 00円	5, 6 00円
	(2)	(略)	1, 0 00円	2, 6 00円	
	(3)				
和室 (1室 につき )	(1) 800 円	800 円	(略)	2, 4 00円	
	(2)	1, 2 00円	1, 2 00円	1, 4 00円	3, 8 00円
	(略)				
展示室 (1室)	(1) 3, 8 00円	3, 8 00円	4, 2 00円	11, 800	

につき)				円
	(2 (略))	9 0 0	2, 5	
		円	0 0 円	

につき)				円
	(2 (略))	1, 0	2, 6	
		0 0 円	0 0 円	

備考  
附属設備の使用に係る金額は、別に規則で定める。

(美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例（昭和58年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																																																																																				
<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 体育館を使用しようとする者は、<u>あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）を<u>あらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 プラザちゅうたい</p> <p>(1) アマチュアスポーツに使用する場合</p> <p>◎ 専用使用（1区分につき）</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 体育館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、<u>許可を受けると同時に別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>1 プラザちゅうたい</p> <p>(1) アマチュアスポーツに使用する場合</p> <p>◎ 専用使用（1区分につき）</p>																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 : 1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3 0 0 :</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>~ 1 3 0</td> <td>0 0</td> <td>0 0</td> <td>3 0</td> <td>3 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0 :</td> <td>~ 1</td> <td>~ 1</td> <td>~ 1</td> <td>~ 1</td> <td>~ 2</td> </tr> <tr> <td>3 0 2 :</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>1 :</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 0</td> <td>0 0</td> <td>0 0</td> <td>3 0</td> <td>3 0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額					8 : 1	1	1	1	1	1	3 0 0 :	3	5	7	9	:	~ 1 3 0	0 0	0 0	3 0	3 0		0 :	~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 2	3 0 2 :	5	7	9	1 :			3 0	0 0	0 0	3 0	3 0	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 : 1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3 0 0 :</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>:</td> </tr> <tr> <td>~ 1 3 0</td> <td>0 0</td> <td>0 0</td> <td>3 0</td> <td>3 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0 :</td> <td>~ 1</td> <td>~ 1</td> <td>~ 1</td> <td>~ 1</td> <td>~ 2</td> </tr> <tr> <td>3 0 2 :</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>1 :</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 0</td> <td>0 0</td> <td>0 0</td> <td>3 0</td> <td>3 0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額					8 : 1	1	1	1	1	1	3 0 0 :	3	5	7	9	:	~ 1 3 0	0 0	0 0	3 0	3 0		0 :	~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 2	3 0 2 :	5	7	9	1 :			3 0	0 0	0 0	3 0	3 0
区分		金額																																																																																			
	8 : 1	1	1	1	1	1																																																																															
3 0 0 :	3	5	7	9	:																																																																																
~ 1 3 0	0 0	0 0	3 0	3 0																																																																																	
0 :	~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 2																																																																																
3 0 2 :	5	7	9	1 :																																																																																	
	3 0	0 0	0 0	3 0	3 0																																																																																
区分	金額																																																																																				
	8 : 1	1	1	1	1	1																																																																															
3 0 0 :	3	5	7	9	:																																																																																
~ 1 3 0	0 0	0 0	3 0	3 0																																																																																	
0 :	~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 2																																																																																
3 0 2 :	5	7	9	1 :																																																																																	
	3 0	0 0	0 0	3 0	3 0																																																																																

大ホール東、大ホール西、小ホール、弓道場 ※1区分 当たり	1,	1,	1,	1,	1,	1,
	90	90	90	90	90	90
	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(略)						

◎ その他（1人につき）

区分	使用単位	使用料金
(略)		
弓道	1回	(略)

(2) アマチュアスポーツ以外に使用する場  
合

区分	金額					
	8 : 1	1	1	1	1	1
	300	: 3	: 5	: 7	: 9	:
	~1300	0000	0030	3030		
	0 : ~1	~1	~1	~1	~2	
	302	: 5	: 7	: 9	: 1	:
	3000000	003030				
大ホール東、大ホール西、小ホール、弓道場 ※1区分 当たり	3,	3,	3,	3,	3,	3,
	80	80	80	80	80	80
	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(略)						

(3) 附属設備等

(略)
-----

(4) 冷暖房設備

(略)
-----

(5) その他

ア～ウ (略)

(略)
-----

エ・オ (略)

大ホール東、大ホール西、小ホール、弓道場 ※1区分 当たり	1,	1,	1,	1,	1,	1,
	60	60	60	60	60	60
	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(略)						

◎ その他（1人につき）

区分	使用単位	使用料金
(略)		
弓道	1時間	(略)

(2) アマチュアスポーツ以外に使用する場  
合

区分	金額					
	8 : 1	1	1	1	1	1
	300	: 3	: 5	: 7	: 9	:
	~1300	0000	0030	3030		
	0 : ~1	~1	~1	~1	~2	
	302	: 5	: 7	: 9	: 1	:
	3000000	003030				
大ホール東、大ホール西、小ホール、弓道場 ※1区分 当たり	3,	3,	3,	3,	3,	3,
	20	20	20	20	20	20
	0円	0円	0円	0円	0円	0円
(略)						

(3) 附属設備等

(略)
-----

(4) 冷暖房設備

(略)
-----

(5) その他

ア～ウ (略)

(略)
-----

エ・オ (略)

2 美濃加茂市西体育館

(1) 使用料

区分	金額							
	8 : 1	1	1	1	1	1		
	300	: 3	: 5	: 7	: 9	:		
	~ 130	0000	3030					
	0 : ~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 2		
	302	: 5	: 7	: 9	: 1	:		
	300	0000	3030					
1階	ア リ ー ナ 北	1,	1,	1,	1,	1,	2,	
		20	20	20	20	20	40	
		0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	ア リ ー ナ 南	1,	1,	1,	1,	1,	2,	
		20	20	20	20	20	40	
		0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	(略)							
	2階	柔 道 場	1,	1,	1,	1,	1,	3,
			90	90	90	90	90	80
			0円	0円	0円	0円	0円	0円

(2) 附属設備等

(略)

(3) 冷暖房設備

(略)

(4) その他

ア～ウ (略)

(略)

エ・オ (略)

2 美濃加茂市西体育館

(1) 使用料

区分	金額							
	8 : 1	1	1	1	1	1		
	300	: 3	: 5	: 7	: 9	:		
	~ 130	0000	3030					
	0 : ~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 1	~ 2		
	302	: 5	: 7	: 9	: 1	:		
	300	0000	3030					
1階	ア リ ー ナ 北	1,	1,	1,	1,	1,	2,	
		00	00	00	00	00	00	
		0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	ア リ ー ナ 南	1,	1,	1,	1,	1,	2,	
		00	00	00	00	00	00	
		0円	0円	0円	0円	0円	0円	
	(略)							
	2階	柔 道 場	1,	1,	1,	1,	1,	3,
			60	60	60	60	60	20
			0円	0円	0円	0円	0円	0円

(2) 附属設備等

(略)

(3) 冷暖房設備

(略)

(4) その他

ア～ウ (略)

(略)

エ・オ (略)

(美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成6年美濃加茂

市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後						改正前					
(利用料金)						(利用料金)					
第13条 (略)						第13条 (略)					
2 許可施設使用者は、指定管理者に許可施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)をあらかじめ納付しなければならない。 <u>ただし、特別の理由があると指定管理者が認めるときは、指定管理者の定める期限までに納付することとする。</u>						2 許可施設使用者は、指定管理者に許可施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。					
3・4 (略)						3・4 (略)					
別表(第13条、第19条関係)						別表(第13条、19条関係)					
区分	金額					区分	金額				
	9:00~12:00	13:00~16:00	17:00~22:00	23:00~24:00	延長1時間当たり		9:00~12:00	13:00~16:00	17:00~22:00	23:00~24:00	延長1時間当たり
ふれあいホール	12,900円	12,900円	17,200円	43,000円	4,300円	ふれあいホール	11,400円	11,400円	19,000円	41,800円	3,800円
あじさいの間1	2,600円	2,600円	3,500円	8,700円	900円	あじさいの間1	2,200円	2,200円	3,600円	8,000円	800円
あじさいの間2	2,600円	2,600円	3,500円	8,700円	900円	あじさいの間2	2,200円	2,200円	3,600円	8,000円	800円
相談室1	(略)		500円	1,300円	(略)	相談室1	(略)		600円	1,400円	(略)
相談室2	400円	400円	500円	1,300円	200円	相談室2	400円	400円	500円	1,300円	200円
相談室3	(略)		1,100円	2,700円	(略)	相談室3	(略)		1,200円	2,800円	(略)
会議室1	2,900円	2,900円	3,800円	9,600円		会議室1	2,600円	2,600円	4,200円	9,400円	
会議室2	1,300円	1,300円	1,800円	(略)	500円	会議室2	1,200円	1,200円	2,000円	(略)	400円

	00円	00円	00円		円
研修室1	2, 1	2, 1	3, 6	7, 8	700
	00円	00円	00円	00円	円
研修室2	900	900	1, 4	3, 2	(略)
	円	円	00円	00円	
工芸室	1, 3	1, 3	1, 8	4, 4	500
(陶芸室)	00円	00円	00円	00円	円
工芸室	1, 3	1, 3	1, 8	4, 4	500
(木工室)	00円	00円	00円	00円	円
工芸室	1, 9	1, 9	2, 4	6, 2	700
(ロビー)	00円	00円	00円	00円	円
多目的広場1	1, 2	1, 2			400
	00円	00円			円
多目的広場2	1, 2	1, 2			400
	00円	00円			円

	00円	00円	00円		円
研修室1	1, 8	1, 8	3, 0	6, 6	600
	00円	00円	00円	00円	円
研修室2	800	800	1, 2	2, 8	(略)
	円	円	00円	00円	
工芸室	4, 8	4, 8	8, 0	17, 1	6
	00円	00円	00円	600	00円
				円	

(みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 みのかも文化の森の設置及び管理に関する条例（平成12年美濃加茂市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(観覧料)</p> <p>第7条 常設展示室、美術工芸展示室及び企画展示室（市民ギャラリー）の観覧料は、市長が特に定めるものを除き、無料とする</p> <p>(使用期間)</p> <p>第8条 許可施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設について、連続して当該各号の期間を超えて使用することができない。</p> <p>(1) 企画展示室（市民ギャラリー）、エント</p>	<p>(観覧料)</p> <p>第7条 常設展示室、美術工芸展示室及び企画展示室の観覧料は、市長が特に定めるものを除き、無料とする。</p> <p>(使用期間)</p> <p>第8条 許可施設の使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる施設について、連続して当該各号の期間を超えて使用することができない。</p> <p>(1) 市民ギャラリー、エントランスホール及</p>

ランスホール及び展示ホール 12日間

(2)・(3) (略)

2 (略)

(使用料)

第11条 第9条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)をあらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。

2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。ただし、附属設備及び備品の使用に係る金額を除く。

3 使用者は、施設で催物等を行うに当たり、参加者から1人につき最高額500円を超える額の入場料等を徴収する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。ただし、附属設備及び備品の使用に係る金額を除く。

4・5 (略)

6・7 (略)

別表(第11条関係)

1 研修室等

区分	金額				
	8:30~10:00	13:00~17:00	17:00~22:00	8:30~10:00	10:00~12:00
	0	00	00	0	

び展示ホール 12日間

(2)・(3) (略)

2 (略)

(使用料)

第11条 第9条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める金額の合計額を**使用料として**納付しなければならない。

2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。

3 使用者は、施設で催物等を行うに当たり、参加者から1人につき最高額500円を超える額の入場料等を徴収する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。

4・5 (略)

6 附属設備及び備品の使用料は、別に規則で定める。

7・8 (略)

別表(第11条関係)

1 研修室等

区分	金額				
	8:30~10:00	13:00~17:00	17:00~22:00	8:30~10:00	10:00~12:00
	0	00	00	0	

研修室	2, 6 00円	2, 6 00円	3, 0 00円	8, 2 00円	700 円
会議室	1, 3 00円	1, 3 00円	(略)	4, 0 00円	(略)
工芸室	2, 2 00円	2, 2 00円	2, 4 00円	6, 8 00円	
陶芸室	1, 3 00円	1, 3 00円	1, 5 00円	4, 1 00円	
緑のホ ール	6, 1 00円	6, 1 00円	6, 9 00円	19, 100	円

2 企画展示室（市民ギャラリー）等

施設	使用面積	金額	
		8:30～ 17:00	延長1時 間につき
企画展 示室（市 民ギャ ラリー 一）	全面～100 m <sup>2</sup> 超	13, 00 0円	1, 70 0円
	100m <sup>2</sup> 以下 ～50m <sup>2</sup> 超	6, 300 円	(略)
	50m <sup>2</sup> 以下	3, 100 円	
エン トラ ンス ホ ール	全面～200 m <sup>2</sup> 超	18, 20 0円	2, 30 0円
	200m <sup>2</sup> 以下 ～100m <sup>2</sup> 超	12, 60 0円	(略)
	100m <sup>2</sup> 以下	6, 300 円	
展 示 ホ ール	全面～80m <sup>2</sup> 超	9, 600 円	1, 30 0円
	80m <sup>2</sup> 以下	5, 000 円	700円

3 宿泊アトリエ棟等

区分	金額
----	----

研修室	2, 4 00円	2, 4 00円	2, 6 00円	7, 4 00円	800 円
会議室	1, 2 00円	1, 2 00円	(略)	3, 8 00円	(略)
工芸室	2, 0 00円	2, 0 00円	2, 2 00円	6, 2 00円	
陶芸室	1, 2 00円	1, 2 00円	1, 4 00円	3, 8 00円	
緑のホ ール	5, 4 00円	5, 4 00円	6, 2 00円	17, 000	円

2 市民ギャラリー等

施設	使用面積	金額	
		8:30～ 17:00	延長1時 間につき
市民ギ ャ ラ リ ー	全面～100 m <sup>2</sup> 超	12, 00 0円	1, 60 0円
	100m <sup>2</sup> 以下 ～50m <sup>2</sup> 超	5, 800 円	(略)
	50m <sup>2</sup> 以下	2, 800 円	
エン トラ ンス ホ ール	全面～200 m <sup>2</sup> 超	17, 00 0円	2, 20 0円
	200m <sup>2</sup> 以下 ～100m <sup>2</sup> 超	11, 00 0円	(略)
	100m <sup>2</sup> 以下	5, 800 円	
展 示 ホ ール	全面～80m <sup>2</sup> 超	9, 000 円	1, 20 0円
	80m <sup>2</sup> 以下	4, 600 円	600円

3 宿泊アトリエ棟等

区分	金額
----	----

	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~	1 7 : 3 0 ~	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	延長 1 時間 つき
宿泊ア リエ棟 2 階 (ア リエ)	9 0 0 円	9 0 0 円	1, 1 0 0 円	2, 9 0 0 円	(略)
宿泊ア リエ棟 2 階 (全室)	2, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円	2, 8 0 0 円	7, 8 0 0 円	7 0 0 円
宿泊ア リエ棟調 理室	(略)	(略)	9 0 0 円	2, 5 0 0 円	(略)
生活体 験館 (全室)	2, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円	2, 8 0 0 円	7, 8 0 0 円	7 0 0 円
(略)					
備考					
1 (略)					
2 附属設備及び備品の使用に係る金額は、別に規則で定める。					

	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~	1 7 : 3 0 ~	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	延長 1 時間 つき
宿泊ア リエ棟 2 階 (ア リエ)	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	3, 2 0 0 円	(略)
宿泊ア リエ棟 2 階 (全室)	2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円	2, 6 0 0 円	7, 0 0 0 円	6 0 0 円
宿泊ア リエ棟調 理室	(略)	(略)	1, 0 0 0 円	2, 6 0 0 円	(略)
生活体 験館 (全 面)	2, 2 0 0 円	2, 2 0 0 円	2, 6 0 0 円	7, 0 0 0 円	6 0 0 円
(略)					
備考					
(略)					

(美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 7 条 美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年美濃加茂市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 第 5 条第 1 項の規定による施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める金額の合計額（以下「使用料」という。）をあらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第 7 条 第 5 条第 1 項の規定による施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を施設等の使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。</p>

2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。ただし、附属設備及び備品の使用に係る金額を除く。

3 使用者は、施設で催物等を行うに当たり、参加者から1人につき最高額500円を超える額の入場料等を徴収する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。ただし、附属設備及び備品の使用に係る金額を除く。

4 (略)

5・6 (略)

別表(第7条関係)

1 美濃加茂市生涯学習センター

区分	金額					
	8:3 0~1	13: 00~	17: 30~	8:3 0~2		
	2:3 0	17: 00	22: 00	2:0 0		
1 階	1 102	調理 室	1,6 00円	1,6 00円	1,6 00円	4,8 00円
2 階	2 01	集会 室	7,6 00円	7,6 00円	8,6 00円	23, 800 円
	2 02	会議 室	1,6 00円	1,6 00円	1,9 00円	5,1 00円
	2 03	会議 室	1,6 00円	1,6 00円	1,9 00円	5,1 00円

2 使用者は、自らの営利につながる内容で施設を使用する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。

3 使用者は、施設で催物等を行うに当たり、参加者から1人につき最高額500円を超える額の入場料等を徴収する場合は、別表に定める金額の100パーセントに相当する額を加算して納付しなければならない。

4 (略)

5 附属設備及び備品の使用料は、別に規則で定める。

6・7 (略)

別表(第7条関係)

1 美濃加茂市生涯学習センター

区分	金額					
	8:3 0~1	13: 00~	17: 30~	8:3 0~2		
	2:3 0	17: 00	22: 00	2:0 0		
1 階	1 102	栄養 指導室	1,4 00円	1,4 00円	1,4 00円	4,2 00円
2 階	2 01	集会 室	6,4 00円	6,4 00円	7,2 00円	20, 000 円
	2 02	会議 室	1,4 00円	1,4 00円	1,6 00円	4,4 00円
	2 03	会議 室	1,4 00円	1,4 00円	1,6 00円	4,4 00円

	室				
3	3 0 1	<u>1, 6</u>	<u>1, 6</u>	<u>1, 6</u>	<u>4, 8</u>
階	視聴 覚室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	3 0 2	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>2, 7</u>
	映像 室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	3 0 3	<u>1, 2</u>	<u>1, 2</u>	<u>1, 2</u>	<u>3, 6</u>
	図書 資料室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	3 0 4	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
	和室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	3 0 5	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
	和室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
4	4 0 1	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
階	技術 学習室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	4 0 2	<u>1, 4</u>	<u>1, 4</u>	<u>1, 9</u>	<u>4, 7</u>
	研修 室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	4 0 3	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
	技術 学習室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	4 0 4	<u>1, 4</u>	<u>1, 4</u>	<u>1, 9</u>	<u>4, 7</u>
	研修 室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
5	5 0 1	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
階	技術 学習室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	5 0 2	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
	学習 室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	5 0 3	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>2, 3</u>
	ミ一	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>

	室				
3	3 0 1	<u>1, 4</u>	<u>1, 4</u>	<u>1, 4</u>	<u>4, 2</u>
階	視聴 覚室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	3 0 2	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2, 4</u>
	映像 室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	3 0 3	<u>1, 0</u>	<u>1, 0</u>	<u>1, 0</u>	<u>3, 0</u>
	図書 資料室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	3 0 4	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
	和室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	3 0 5	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
	和室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
4	4 0 1	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
階	技術 学習室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	4 0 2	<u>1, 2</u>	<u>1, 2</u>	<u>1, 6</u>	<u>4, 0</u>
	研修 室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	4 0 3	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
	技術 学習室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	4 0 4	<u>1, 2</u>	<u>1, 2</u>	<u>1, 6</u>	<u>4, 0</u>
	研修 室	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
5	5 0 1	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
階	技術 学習室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	5 0 2	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
	学習 室	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>
	5 0 3	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>2, 0</u>
	ミ一	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>00円</u>

ティン グルー ム				
504 技術 学習室	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>900</u> 円	<u>2,3</u> 00円
505 学習 室	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>900</u> 円	<u>2,3</u> 00円
506 学習 室	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>900</u> 円	<u>2,3</u> 00円

2 太田交流センター

区分	金額			
	8:3 0~1	13: 00~	17: 30~	8:3 0~2
	2:3 0	17: 00	22: 00	2:0 0
1 集会室 階	<u>2,8</u> 00円	<u>2,8</u> 00円	<u>2,8</u> 00円	<u>8,4</u> 00円
2 会議室 階 (和 室) 1	(略)		<u>1,2</u> 00円	<u>3,2</u> 00円
会議室 (和 室) 2	(略)		<u>1,2</u> 00円	<u>3,2</u> 00円
研修室	<u>1,1</u> 00円	<u>1,1</u> 00円	<u>1,2</u> 00円	<u>3,4</u> 00円
学習室 1	(略)		<u>500</u> 円	<u>1,3</u> 00円
学習室 2	(略)		<u>500</u> 円	<u>1,3</u> 00円

3 上古井交流センター

ティン グルー ム				
504 技術 学習室	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>800</u> 円	<u>2,0</u> 00円
505 学習 室	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>800</u> 円	<u>2,0</u> 00円
506 学習 室	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>800</u> 円	<u>2,0</u> 00円

2 太田交流センター

区分	金額			
	8:3 0~1	13: 00~	17: 30~	8:3 0~2
	2:3 0	17: 00	22: 00	2:0 0
1 集会室 階	<u>2,4</u> 00円	<u>2,4</u> 00円	<u>2,4</u> 00円	<u>7,2</u> 00円
2 会議室 階 (和 室) 1	(略)		<u>1,0</u> 00円	<u>3,0</u> 00円
会議室 (和 室) 2	(略)		<u>1,0</u> 00円	<u>3,0</u> 00円
研修室	<u>1,0</u> 00円	<u>1,0</u> 00円	<u>1,0</u> 00円	<u>3,0</u> 00円
学習室 1	(略)		<u>600</u> 円	<u>1,4</u> 00円
学習室 2	(略)		<u>600</u> 円	<u>1,4</u> 00円

3 上古井交流センター

区分		金額			
		8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	13 : 00 ~ 17 : 00	17 : 30 ~ 22 : 00	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
1 階	集会 室	<u>2, 8</u> 00円	<u>2, 8</u> 00円	<u>2, 8</u> 00円	<u>8, 4</u> 00円
	2 階	和室	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円
	学 習 室1	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>2, 1</u> 00円
	学 習 室2	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>2, 1</u> 00円
	学 習 室3	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>2, 1</u> 00円

4 山之上交流センター

区分		金額			
		8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	13 : 00 ~ 17 : 00	17 : 30 ~ 22 : 00	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
第1 会議 室	第1 会議 室	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>4, 2</u> 00円
	第2 会議 室	<u>900</u> 円	<u>900</u> 円	<u>900</u> 円	<u>2, 7</u> 00円
第3 会議 室	第3 会議 室	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>4, 2</u> 00円
調理 室	調理 室	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>2, 1</u> 00円

5 蜂屋交流センター

区分		金額			
		8 : 3 0 ~ 1	13 : 00 ~	17 : 30 ~	8 : 3 0 ~ 2

区分		金額			
		8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	13 : 00 ~ 17 : 00	17 : 30 ~ 22 : 00	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
1 階	集会 室	<u>2, 4</u> 00円	<u>2, 4</u> 00円	<u>2, 4</u> 00円	<u>7, 2</u> 00円
	2 階	和室	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円
	学 習 室1	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1, 8</u> 00円
	学 習 室2	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1, 8</u> 00円
	学 習 室3	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1, 8</u> 00円

4 山之上交流センター

区分		金額			
		8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	13 : 00 ~ 17 : 00	17 : 30 ~ 22 : 00	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
第1 会議 室	第1 会議 室	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
	第2 会議 室	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>2, 4</u> 00円
第3 会議 室	第3 会議 室	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
調理 室	調理 室	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>600</u> 円	<u>1, 8</u> 00円

5 蜂屋交流センター

区分		金額			
		8 : 3 0 ~ 1	13 : 00 ~	17 : 30 ~	8 : 3 0 ~ 2

	2 : 3 0	17 : 00	22 : 00	2 : 0 0
1階会議室	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>4, 2</u> 00円
2階和室A	(略)		<u>900</u> 円	<u>2, 5</u> 00円
2階和室B	(略)		<u>900</u> 円	<u>2, 5</u> 00円
2階和室C	(略)		<u>700</u> 円	<u>1, 9</u> 00円

6 加茂野交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0~1	13 : 00~	17 : 30~	8 : 3 0~2
	2 : 3 0	17 : 00	22 : 00	2 : 0 0
1階調理室	<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 1</u> 00円	<u>3, 1</u> 00円
(略)				
1階会議室	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>700</u> 円	<u>2, 1</u> 00円
1階集会室1	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>4, 2</u> 00円
1階集会室2	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>4, 2</u> 00円
1階集会室3	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>1, 4</u> 00円	<u>4, 2</u> 00円
2階体育室	<u>1, 9</u> 00円	<u>1, 9</u> 00円	<u>1, 9</u> 00円	<u>5, 7</u> 00円
2階音楽室	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>2, 4</u> 00円
(略)				

7 伊深交流センター

	2 : 3 0	17 : 00	22 : 00	2 : 0 0
1階会議室	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
2階和室A	(略)		<u>800</u> 円	<u>2, 4</u> 00円
2階和室B	(略)		<u>800</u> 円	<u>2, 4</u> 00円
2階和室C	(略)		<u>600</u> 円	<u>1, 8</u> 00円

6 加茂野交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0~1	13 : 00~	17 : 30~	8 : 3 0~2
	2 : 3 0	17 : 00	22 : 00	2 : 0 0
1階調理室	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
(略)				
1階会議室	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>800</u> 円	<u>2, 4</u> 00円
1階集会室1	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
1階集会室2	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
1階集会室3	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>1, 2</u> 00円	<u>3, 6</u> 00円
2階体育室	<u>1, 6</u> 00円	<u>1, 6</u> 00円	<u>1, 6</u> 00円	<u>4, 8</u> 00円
2階音楽室	<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 0</u> 00円	<u>1, 0</u> 00円	<u>3, 0</u> 00円
(略)				

7 伊深交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
会議室 1	<u>5 0 0</u> 円	<u>5 0 0</u> 円	<u>5 0 0</u> 円	<u>1, 5</u> <u>0 0 円</u>
会議室 2	<u>7 0 0</u> 円	<u>7 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 2</u> <u>0 0 円</u>
会議室 3	<u>7 0 0</u> 円	<u>7 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 2</u> <u>0 0 円</u>
会議室 4	<u>5 0 0</u> 円	<u>5 0 0</u> 円	<u>5 0 0</u> 円	<u>1, 5</u> <u>0 0 円</u>
調理室	<u>7 0 0</u> 円	<u>7 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 2</u> <u>0 0 円</u>
(略)				

8 三和交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
会議室 1	<u>7 0 0</u> 円	<u>7 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 2</u> <u>0 0 円</u>
会議室 2	(略)		<u>9 0 0</u> 円	<u>2, 5</u> <u>0 0 円</u>
会議室 3	(略)		<u>9 0 0</u> 円	<u>2, 5</u> <u>0 0 円</u>
和室	(略)		<u>9 0 0</u> 円	<u>2, 5</u> <u>0 0 円</u>
調理室	<u>7 0 0</u> 円	<u>7 0 0</u> 円	<u>7 0 0</u> 円	<u>2, 1</u> <u>0 0 円</u>

9 下米田交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
会議室 1	<u>6 0 0</u> 円	<u>6 0 0</u> 円	<u>6 0 0</u> 円	<u>1, 8</u> <u>0 0 円</u>
会議室 2	<u>8 0 0</u> 円	<u>8 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
会議室 3	<u>8 0 0</u> 円	<u>8 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
会議室 4	<u>6 0 0</u> 円	<u>6 0 0</u> 円	<u>6 0 0</u> 円	<u>1, 8</u> <u>0 0 円</u>
調理室	<u>8 0 0</u> 円	<u>8 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
(略)				

8 三和交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
会議室 1	<u>8 0 0</u> 円	<u>8 0 0</u> 円	(略)	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
会議室 2	(略)		<u>8 0 0</u> 円	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
会議室 3	(略)		<u>8 0 0</u> 円	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
和室	(略)		<u>8 0 0</u> 円	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
調理室	<u>6 0 0</u> 円	<u>6 0 0</u> 円	<u>6 0 0</u> 円	<u>1, 8</u> <u>0 0 円</u>

9 下米田交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~	1 7 : 3 0 ~	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
1 階会議 室A	<u>9 0 0</u> 円	<u>9 0 0</u> 円	<u>9 0 0</u> 円	<u>2, 7</u> <u>0 0 円</u>
(略)				
2 階和室 A	<u>1, 2</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 2</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 2</u> <u>0 0 円</u>	<u>3, 6</u> <u>0 0 円</u>
(略)				

1 0 牧野交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~	1 7 : 3 0 ~	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
集会室	<u>2, 8</u> <u>0 0 円</u>	<u>2, 8</u> <u>0 0 円</u>	<u>2, 8</u> <u>0 0 円</u>	<u>8, 4</u> <u>0 0 円</u>
会議室 1	(略)		<u>9 0 0</u> 円	<u>2, 5</u> <u>0 0 円</u>
会議室 2	(略)		<u>9 0 0</u> 円	<u>2, 5</u> <u>0 0 円</u>
研修室	<u>1, 1</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 1</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 2</u> <u>0 0 円</u>	<u>3, 4</u> <u>0 0 円</u>

備考

附属設備及び備品の使用に係る金額は、別に規則で定める。

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~	1 7 : 3 0 ~	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
1 階会議 室A	<u>8 0 0</u> 円	<u>8 0 0</u> 円	<u>8 0 0</u> 円	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
(略)				
2 階和室 A	<u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>3, 0</u> <u>0 0 円</u>
(略)				

1 0 牧野交流センター

区分	金額			
	8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	1 3 : 0 0 ~	1 7 : 3 0 ~	8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0
集会室	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>	<u>7, 2</u> <u>0 0 円</u>
会議室 1	(略)		<u>8 0 0</u> 円	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
会議室 2	(略)		<u>8 0 0</u> 円	<u>2, 4</u> <u>0 0 円</u>
研修室	<u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>1, 0</u> <u>0 0 円</u>	<u>3, 0</u> <u>0 0 円</u>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年10月1日から施行する。  
(総合運動場施設の使用料に係る経過措置)
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市総合運動場条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料

については、なお従前の例による。

(図書館施設の使用料に係る経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の美濃加茂市立図書館設置条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化会館施設の使用料に係る経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の美濃加茂市文化会館の設置及び管理に関する条例第11条(第1項の規定を除く。)及び別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(体育館施設の使用料に係る経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の美濃加茂市体育館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(総合福祉会館施設の利用料金に係る経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の美濃加茂市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(文化の森施設の使用料に係る経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後のみのかも文化の森の設置及び管理に関する条例第11条(第1項の規定を除く。)及び別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(生涯学習施設の使用料に係る経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の美濃加茂市生涯学習施設の設置及び管理に関する条例第7条(第1項の規定を除く。)及び別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議第 6 5 号

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市総合運動場条例の一部を改正する条例  
美濃加茂市総合運動場条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 総合運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 総合運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 1279 525 1339">名称</th> <th data-bbox="525 1279 810 1339">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="226 1339 810 1400">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1400 525 1507">サン・スポーツランド美濃加茂</td> <td data-bbox="525 1400 810 1507">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1507 525 1615">美濃加茂市牧野ふれあい広場</td> <td data-bbox="525 1507 810 1615">美濃加茂市牧野 1 9 1 5 番地 9</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		サン・スポーツランド美濃加茂	(略)	美濃加茂市牧野ふれあい広場	美濃加茂市牧野 1 9 1 5 番地 9	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 1279 1109 1339">名称</th> <th data-bbox="1109 1279 1396 1339">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="810 1339 1396 1400">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1400 1109 1507">サン・スポーツランド美濃加茂</td> <td data-bbox="1109 1400 1396 1507">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		サン・スポーツランド美濃加茂	(略)
名称	位置														
(略)															
サン・スポーツランド美濃加茂	(略)														
美濃加茂市牧野ふれあい広場	美濃加茂市牧野 1 9 1 5 番地 9														
名称	位置														
(略)															
サン・スポーツランド美濃加茂	(略)														
<p>(休業日)</p> <p>第 2 条 美濃加茂市牧野ふれあい広場の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで</p>															

(営業時間)

第3条 美濃加茂市牧野ふれあい広場の営業時間は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める営業時間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 10月から翌年2月までの間 午前8時から午後5時まで

(2) 4月、5月、8月、9月及び3月の間 午前8時から午後6時まで(ただし、8月の土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日。以下「祝日」という。)に限り、午前7時から営業するものとする。)

(3) 6月及び7月の間 午前8時から午後7時まで(ただし、7月の土曜日、日曜日及び祝日に限り、午前7時から営業するものとする。)

(使用の許可)

第4条 (略)

(使用許可の制限)

第5条 (略)

(使用許可の取消し等)

第6条 (略)

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)をあらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。

2・3 (略)

(使用の許可)

第2条 (略)

(使用許可の制限)

第3条 (略)

(使用許可の取消し等)

第4条 (略)

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める金額の合計額(以下「使用料」という。)をあらかじめ納付しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、市長の定める期限までに納付することとする。

2・3 (略)



		一 日 曜 日 及 び 祝 日 の 使 用 に 限 る 。)										月 の 間 の 使 用 に 限 る 。)	の 使 用 に 限 る 。)	
美濃加 茂市牧 野ふれ あい広 場	陸上競 技場	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	多目的 広場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
アーチ ェリ ー 場	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		

備考

- 1 陸上競技場及びアーチェリー場の専用使用は、国、公共団体又は公共的団体等が関わる大会及び行事で市長が認めたものに限り使用することができる。
- 2 この表に定める時間区分を変更して使用する場合の使用料の額は、1時間

の使用料に使用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。

3 備品の使用に係る金額は、別に規則で定める。

2 個人使用（陸上競技場及びアーチェリー場のみ）

<u>区分</u>	<u>個人（1人1回）</u>	<u>回数券（11回分）</u>
<u>一般</u>	<u>200円</u>	<u>2,000円</u>
<u>高校生</u>	<u>100円</u>	<u>1,000円</u>
<u>中学生以下 高齢者（満65歳以 上）</u>	<u>50円</u>	<u>500円</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 美濃加茂市牧野ふれあい広場の使用の許可その他必要な準備行為は、施行日前においても、行うことができる。

議第66号

美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
美濃加茂市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年美濃加茂市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(開館時間) 第6条 保健センターの開館時間は、 <u>午前8時45分</u> から <u>午後4時45分</u> までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。	(開館時間) 第6条 保健センターの開館時間は、 <u>午前8時30分</u> から <u>午後5時15分</u> までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

議第67号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成12年美濃加茂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収猶予)</p> <p>第36条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月 <u>(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)</u> 以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第40条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(徴収猶予)</p> <p>第36条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第40条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合に</u></p>

	おいては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
--	----------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第36条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



議第68号

令和6年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,570,023千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,494,507	58,296	3,552,803
	1 国庫負担金	2,662,097	4,346	2,666,443
	2 国庫補助金	817,522	53,950	871,472
16 県支出金		1,806,144	2,673	1,808,817
	1 県負担金	1,118,591	2,173	1,120,764
	2 県補助金	558,132	500	558,632
18 寄附金		700,100	1,400	701,500
	1 寄附金	700,100	1,400	701,500
19 繰入金		1,528,357	3,512	1,531,869
	2 特別会計繰入金	22,219	3,512	25,731
20 繰越金		627,167	355,909	983,076
	1 繰越金	627,167	355,909	983,076
22 市債		1,192,000	56,200	1,248,200
	1 市債	1,192,000	56,200	1,248,200
歳入合計		24,092,033	477,990	24,570,023

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,705,859	315,305	4,021,164
	1 総務管理費	3,122,042	315,305	3,437,347
3 民生費		9,341,256	20,242	9,361,498
	1 社会福祉費	4,823,741	3,949	4,827,690
	2 児童福祉費	4,127,316	16,293	4,143,609
4 衛生費		1,587,324	86,341	1,673,665
	1 保健衛生費	756,177	86,341	842,518
5 農林業費		519,777	979	520,756
	2 林業費	155,828	979	156,807
6 商工費		753,034	1,430	754,464
	1 商工費	753,034	1,430	754,464
8 消防費		741,152	13,441	754,593
	1 消防費	741,152	13,441	754,593
9 教育費		3,081,106	40,252	3,121,358
	1 教育総務費	507,532	7,075	514,607
	2 小学校費	511,929	1,200	513,129
	5 社会教育費	639,741	17,237	656,978
	6 保健体育費	1,169,893	14,740	1,184,633
歳 出 合 計		24,092,033	477,990	24,570,023

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	法令関係事務費	千円 3,850
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉会館LED化事業	3,949
	2 児童福祉費	子育て支援施設LED化事業	1,067
		保育園施設LED化事業	3,124
5 農林業費	2 林業費	林業施設LED化事業	979
6 商工費	1 商工費	中山道会館LED化事業	1,430
8 消防費	1 消防費	消防施設LED化事業	6,200
9 教育費	1 教育総務費	学校施設LED化事業	6,875
	5 社会教育費	生涯学習施設LED化事業	8,437
		交流センターLED化事業	3,993
		文化施設LED化事業	4,807
	6 保健体育費	スポーツ施設LED化事業	14,740

第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合福祉会館LED化事業	千円 3,500	証書借入	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
子育て支援施設LED化事業	900			
保育園施設LED化事業	2,800			
林業施設LED化事業	800			
中山道会館LED化事業	1,200			
消防施設LED化事業	6,200			
学校施設LED化事業	6,100			
生涯学習施設LED化事業	7,500			
交流センターLED化事業	3,500			
文化施設LED化事業	4,300			
スポーツ施設LED化事業	13,200			

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域防災力強化事業	千円 5,700	証書借入	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその借入先と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 11,900	変更なし	変更なし	変更なし

# 予算説明書







## 2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,494,507	58,296	3,552,803
	1	国庫負担金	2,662,097	4,346	2,666,443
	1	民生費国庫負担金	2,624,623	4,346	2,628,969
	2	国庫補助金	817,522	53,950	871,472
	3	衛生費国庫補助金	50,812	53,950	104,762

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	4,346	1 子育てのための施設等利用給付交付金
1 保健衛生費補助金	53,950	1 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金

(款) 16 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,806,144	2,673	1,808,817
	1	県負担金	1,118,591	2,173	1,120,764
	1	民生費県負担金	1,078,576	2,173	1,080,749
	2	県補助金	558,132	500	558,632
	7	消防費県補助金	682	500	1,182

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	2,173	1 子育てのための施設等利用給付交付金
1 消防費補助金	500	1 女性等の視点を踏まえた避難所運営推進事業補助金

(款) 18 寄附金  
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	700,100	1,400	701,500
	1	寄 附 金	700,100	1,400	701,500
	3	教育費寄附金	0	1,400	1,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 小学校費寄附金	1,200	1 小学校費寄附金
3 教育総務費寄附金	200	1 教育総務費寄附金

(款) 19 繰入金  
 (項) 2 特別会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
19		繰入金	1,528,357	3,512	1,531,869
	2	特別会計繰入金	22,219	3,512	25,731
	1	国民健康保険会計繰入金	1	3,512	3,513

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険会計繰入金	3,512	1 国民健康保険会計繰入金

(款) 20 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	627,167	355,909	983,076
	1	繰越金	627,167	355,909	983,076
		1 繰越金	627,167	355,909	983,076

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	355,909	1 前年度繰越金

(款) 22 市 債  
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	1,192,000	56,200	1,248,200
	1	市 債	1,192,000	56,200	1,248,200
	2	民 生 債	213,100	7,200	220,300
	3	商 工 債	3,300	1,200	4,500
	5	消 防 債	5,700	12,400	18,100
	6	教 育 債	445,000	34,600	479,600
	9	農 林 業 債	0	800	800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉債	3,500	1 総合福祉会館LED化事業
2 児童福祉債	3,700	1 子育て支援施設LED化事業 900 2 保育園施設LED化事業 2,800
1 商 工 債	1,200	1 中山道会館LED化事業
1 消 防 債	12,400	1 地域防災力強化事業 6,200 2 消防施設LED化事業 6,200
3 社会教育債	15,300	1 生涯学習施設LED化事業 7,500 2 交流センターLED化事業 3,500 3 文化施設LED化事業 4,300
4 保健体育債	13,200	1 スポーツ施設LED化事業
5 教育総務債	6,100	1 学校施設LED化事業
1 林 業 債	800	1 林業施設LED化事業

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,705,859	315,305	4,021,164	3,512	311,793
		総務管理費	3,122,042	315,305	3,437,347	3,512	311,793
	1	一般管理費	989,573	3,850	993,423		3,850
	3	財政管理費	21,130	3,512	24,642	繰入金 3,512	
	4	会計管理費	8,561	7,943	16,504		7,943
	6	企 画 費	1,653,871	300,000	1,953,871		300,000

(一般会計)



(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,341,256	20,242	9,361,498	13,719	6,523
	1	社会福祉費	4,823,741	3,949	4,827,690	3,500	449
	2	福祉会館費	263,902	3,949	267,851	市債 3,500	449
	2	児童福祉費	4,127,316	16,293	4,143,609	10,219	6,074
	1	児童福祉総務費	241,700	1,067	242,767	市債 900	167
	3	児童保育費	1,378,762	8,692	1,387,454	国庫支出金 4,346 県支出金 2,173	2,173
	4	保育園施設費	803,658	6,534	810,192	市債 2,800	3,734

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	3,949	総合福祉会館照明LED化設計	総合福祉会館LED化事業 3,949
12 委託料	1,067	子育て支援施設照明LED化設計	子育て支援施設LED化事業 1,067
18 負担金、補助及び交付金	8,692	子育てのための施設等利用給付負担金	私立保育園運営費等補助事業 8,692
12 委託料	3,124	保育園施設照明LED化設計	公立保育園施設管理運営事業 3,410
14 工事請負費	3,410	太田第一保育園雨漏修繕	保育園施設LED化事業 3,124

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,587,324	86,341	1,673,665	53,950	32,391
	1	保健衛生費	756,177	86,341	842,518	53,950	32,391
		4 予防接種費	200,599	86,341	286,940	国庫支出金 53,950	32,391

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
10 需用費	541	消耗品費 35 印刷製本費 506	予防接種事業 86,341
12 委託料	85,800	高齢者等新型コロナワクチン接種	

(款) 5 農林業費  
(項) 2 林業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	519,777	979	520,756	800	179
	2	林業費	155,828	979	156,807	800	179
		1 林業振興費	155,828	979	156,807	市債 800	179

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	979	林業施設照明LED化設計	林業施設LED化事業 979

(款) 6 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	753,034	1,430	754,464	1,200	230
	1	商工費	753,034	1,430	754,464	1,200	230
		4 観光費	63,466	1,430	64,896	市債 1,200	230

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	1,430	中山道会館照明LED化設計	中山道会館LED化事業 1,430

(款) 8 消防費  
(項) 1 消防費

8	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		消 防 費	741,152	13,441	754,593	12,900	541
	1	消 防 費	741,152	13,441	754,593	12,900	541
	2	消防施設費	23,790	6,200	29,990	市債 6,200	
	3	災害対策費	57,317	7,241	64,558	県支出金 500 市債 6,200	541

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	6,200	消防施設LED化設計	消防施設LED化事業 6,200
11 役 務 費	105	確認申請・完成検査	地域防災力強化事業 7,241
12 委 託 料	6,136	防災備蓄倉庫設計	
17 備品購入費	1,000	防災間仕切りテント	

(款) 9 教育費  
(項) 1 教育総務費

9	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	3,081,106	40,252	3,121,358	36,000	4,252
	1	教育総務費	507,532	7,075	514,607	6,300	775
	2	事務局費	443,213	7,075	450,288	市債 6,100 寄附金 200	775
	2	小学校費	511,929	1,200	513,129	1,200	
	1	小学校管理費	453,561	1,000	454,561	寄附金 1,000	
	2	小学校教育振興費	58,368	200	58,568	寄附金 200	
	5	社会教育費	639,741	17,237	656,978	15,300	1,937
	1	社会教育総務費	71,213	8,437	79,650	市債 7,500	937
	2	交流センター費	46,364	3,993	50,357	市債 3,500	493
	7	文化の森費	236,517	4,807	241,324	市債 4,300	507
	6	保健体育費	1,169,893	14,740	1,184,633	13,200	1,540
	2	保健体育施設費	362,710	14,740	377,450	市債 13,200	1,540

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
10 需用費	200	消耗品費	事務局運営事業(教育総務課) 200 学校施設LED化事業 6,875
12 委託料	6,875	学校施設照明LED化設計	
17 備品購入費	1,000	学校備品	小学校運営事業 1,000
17 備品購入費	200	図書	伊深小教育振興費 100 三和小教育振興費 100
12 委託料	8,437	生涯学習施設照明LED化設計	生涯学習施設LED化事業 8,437
12 委託料	3,993	交流センター照明LED化設計	交流センターLED化事業 3,993
12 委託料	4,807	文化施設照明LED化設計	文化施設LED化事業 4,807
12 委託料	14,740	スポーツ施設照明LED化設計	スポーツ施設LED化事業 14,740

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	7,546,660	7,583,568	1,388,500	754,147	8,217,921
(1) 総務	121,420	145,014	48,400	13,599	179,815
(2) 民生	872,977	885,817	220,300	62,539	1,043,578
(3) 衛生	261,600	243,156		18,481	224,675
(4) 農林	106,814	93,959	800	12,782	81,977
(5) 商工	3,586	4,128	4,500	1,528	7,100
(6) 土木	1,790,307	1,934,559	508,300	238,871	2,203,988
(7) 消防	1,199,993	1,102,536	18,100	106,207	1,014,429
(8) 教育	3,189,963	3,174,399	588,100	300,140	3,462,359
2 災害復旧債	37,357	33,203		4,703	28,500
(1) 補助災害	2,300	2,047		253	1,794
(2) 単独災害	35,057	31,156		4,450	26,706
3 その他	7,575,001	7,040,031	115,000	688,235	6,466,796
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	124,180	93,030		25,338	67,692
(3) 財源対策債等	29,437	19,913		4,780	15,133
(4) 臨時財政対策債	7,421,384	6,927,088	115,000	658,117	6,383,971
合 計	15,159,018	14,656,802	1,503,500	1,447,085	14,713,217

議第69号

令和6年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）

令和6年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,162,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		5,261	28,404	33,665
	1 繰越金	5,261	28,404	33,665
歳入合計		5,134,160	28,404	5,162,564

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金		4,751	28,404	33,155
	1 償還金及び還付加算金	4,750	24,893	29,643
	2 繰出金	1	3,511	3,512
歳 出	合 計	5,134,160	28,404	5,162,564

# 予算説明書



(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 諸支出金	4,751	28,404	33,155
歳 出 合 計	5,134,160	28,404	5,162,564



2 歳 入

(款) 7 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
7		繰越金	5,261	28,404	33,665
	1	繰越金	5,261	28,404	33,665
	1	その他繰越金	5,261	28,404	33,665

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 その他繰越金	28,404	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 8 諸支出金  
(項) 1 償還金及び還付加算金

8	1	諸支出金	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰越金	保険料
			4,751	28,404	33,155	28,404	
	1	償還金及び 還付加算金	4,750	24,893	29,643	24,893	
	3	償 還 金	300	24,893	25,193	繰越金 24,893	
	2	繰 出 金	1	3,511	3,512	3,511	
	1	他会計繰出 金	1	3,511	3,512	繰越金 3,511	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	24,893	保険給付費等交付金返還金	償還金 24,893
27 繰 出 金	3,511	一般会計繰出金	繰出金 3,511



議第70号

令和6年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号）

令和6年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,111千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,233,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		722,514	2,398	724,912
	1 一般会計繰入金	664,759	2,398	667,157
8 繰越金		2,245	78,713	80,958
	1 繰越金	2,245	78,713	80,958
歳入合計		4,152,300	81,111	4,233,411

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		3,661	32,116	35,777
	1 基金積立金	3,661	32,116	35,777
6 諸支出金		24,238	48,995	73,233
	1 償還金及び還付加算金	2,021	48,995	51,016
歳 出	合 計	4,152,300	81,111	4,233,411

# 予算説明書







## 2 歳 入

(款) 7 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
7		繰入金	722,514	2,398	724,912
	1	一般会計繰入金	664,759	2,398	667,157
	3	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	6,587	746	7,333
	4	その他一般会計繰入金	132,851	1,203	134,054
	5	低所得者保険料軽減繰入金	31,873	449	32,322

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 過年度分	746	1 一般会計繰入金 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業以外） 過年度分
7 過年度分	1,203	1 事務費繰入金 過年度分
2 過年度分	449	1 低所得者保険料軽減繰入金 過年度分

(款) 8 繰越金  
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
8		繰越金	2,245	78,713	80,958
	1	繰越金	2,245	78,713	80,958
		1 繰越金	2,245	78,713	80,958

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	78,713	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 4 基金積立金  
(項) 1 基金積立金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
4		基金積立金	3,661	32,116	35,777	32,116	
	1	基金積立金	3,661	32,116	35,777	32,116	
		1 介護給付費 準備基金積 立金	3,661	32,116	35,777	繰入金 2,398 繰越金 29,718	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	32,116	介護給付費準備基金積立金	介護給付費準備基金積立金 32,116

(款) 6 諸支出金  
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
6		諸支出金	24,238	48,995	73,233	48,995	
	1	償還金及び 還付加算金	2,021	48,995	51,016	48,995	
	3	償 還 金	1	48,995	48,996	繰越金 48,995	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	48,995	国庫負担金等返還金	償還金 48,995

議第71号

文化会館舞台機構設備更新工事の請負契約の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美濃加茂市条例第4号）第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- 1 契約の目的 文化会館舞台機構設備更新工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金222,547,908円
- 4 契約の相手方 三精テクノロジーズ株式会社名古屋営業所  
所長 山下厚志

議第72号

牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その2）工事の請負契約の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美濃加茂市条例第4号）第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

- 1 契約の目的 牧野ふれあい広場陸上競技場整備（その2）工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金196,900,000円
- 4 契約の相手方 株式会社友進  
代表取締役 古田 央士

議第73号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

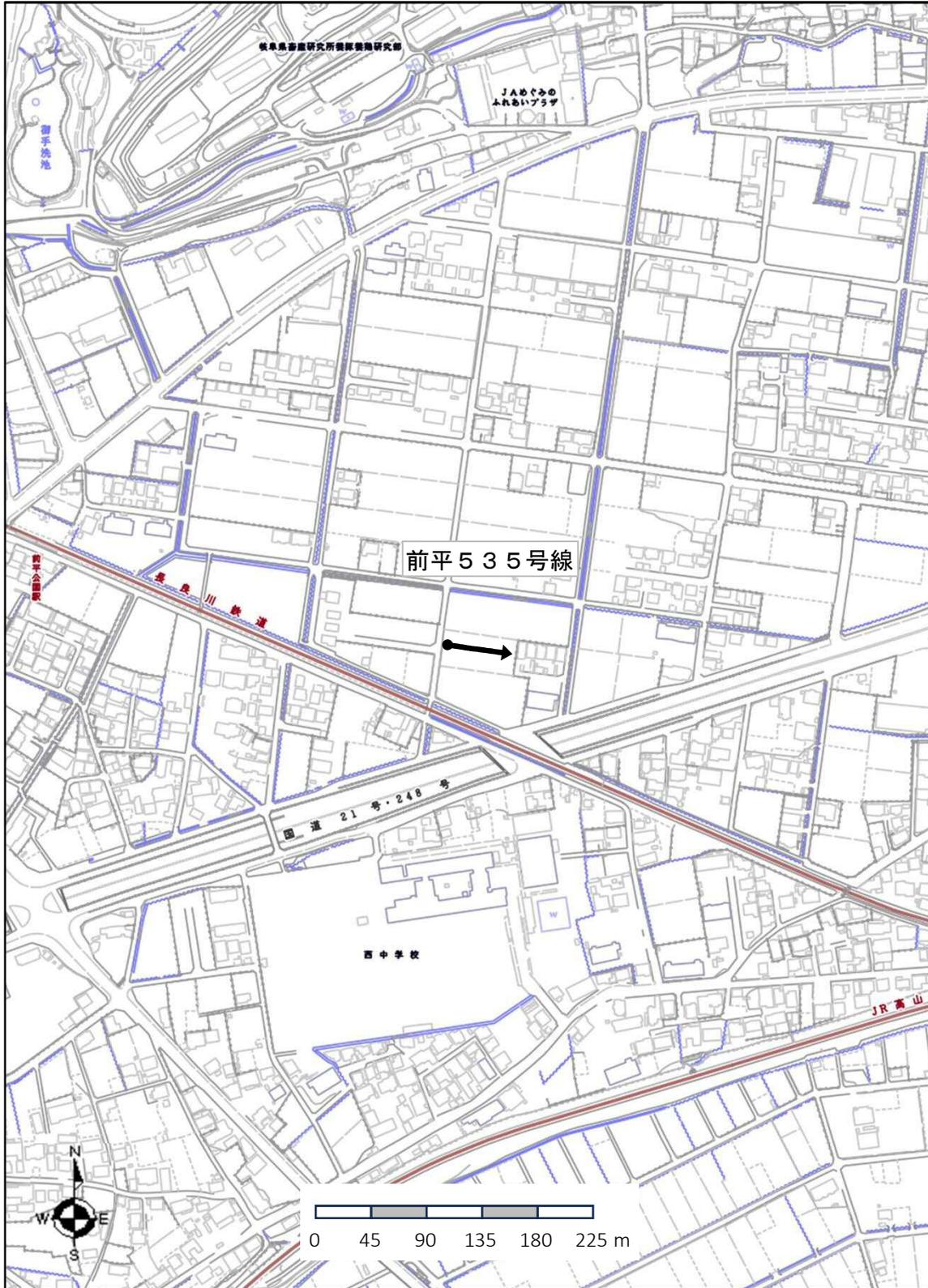
美濃加茂市長 藤井浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	前平53 5号線	美濃加茂市前平町二丁目46番8地先		
		美濃加茂市前平町二丁目46番5地先		

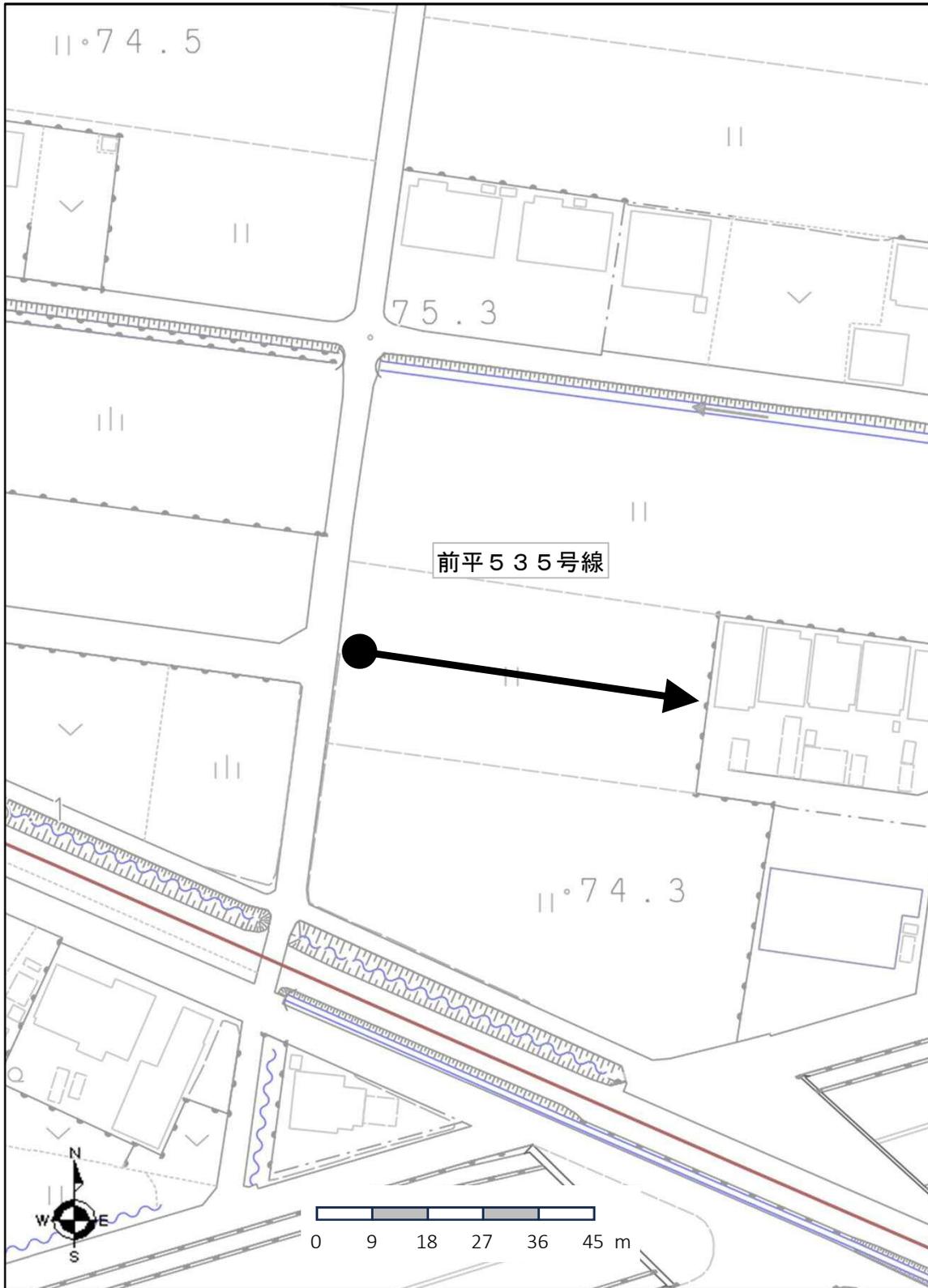
新規認定路線

①：前平535号線



新規認定路線

①：前平535号線



議第74号

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員の選任について

美濃加茂市固定資産評価審査委員会の委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所  
氏 名 宮 口 誠  
生年月日

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所  
氏 名 伊 藤 左 千 江  
生年月日

諮第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所  
氏 名 横 山 俊 二  
生年月日

諮第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所  
氏 名 服 部 晶 子  
生年月日

令和5年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和5年度的美濃加茂市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

- 認第 1号 令和5年度美濃加茂市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第 2号 令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 3号 令和5年度美濃加茂市介護保険会計歳入歳出決算認定について
- 認第 4号 令和5年度美濃加茂市後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定について
- 認第 5号 令和5年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計歳入歳出決算認定について
- 認第 6号 令和5年度美濃加茂市古井財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 7号 令和5年度美濃加茂市山之上財産区会計歳入歳出決算認定について
- 認第 8号 令和5年度美濃加茂市水道事業会計決算認定について
- 認第 9号 令和5年度美濃加茂市下水道事業会計決算認定について

**70<sup>th</sup>** 

**MINOKAMO  
STORY**